

インボイス制度に関するお知らせ

いつもイナバボックスをご利用いただきありがとうございます。

2023年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定であり、現在インボイス事業者の登録手続きが国税庁により執り行われております。

当社のインボイス制度への対応について、以下の通りお知らせ致します。

1 弊社インボイス方針について

弊社の管理するイナバボックスは、施設毎にオーナー様があり、オーナー様のインボイス登録状況により賃貸料の仕入税額控除出来る店舗と出来ない店舗がございます。

また、弊社とご利用者様で締結する契約書は、弊社名義の契約書となりますが、施設を所有するオーナー様の登録状況によっては弊社名義のご契約であっても一部仕入税額控除が出来ない場合もございますので、ご了承の程宜しくお願い申し上げます。

・仕入控除出来る店舗について

オーナー様が適格請求書発行事業者の場合は、媒介者交付特例を適用することでお客様へは弊社登録番号を通知させていただきます。なお、オーナー様の氏名・登録番号等はお伝えしておりませんので、ご了承の程宜しくお願い申し上げます。

・仕入控除出来ない店舗について

オーナー様が適格請求書発行事業者ではないため、契約書および弊社より発行する計算書・請求書・精算書等に記載の弊社登録番号での賃貸料分消費税の仕入税額控除が出来ませんのでご注意ください。ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除出来る経過措置が設けられています。詳しくは税理士にお問い合わせ頂くか、国税庁のホームページをご参照ください。なお、月々のお支払に含まれる管理料、棚板料金は弊社登録番号にて仕入控除可能です。

●国税庁 HP 経過措置について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>

以下、2023年10月1日時点で仕入税額控除が出来ない店舗となります。

都道府県	店舗名	住所
東京都	足立江北1丁目店	東京都足立区江北1丁目6-25の北
	錦糸町店	東京都墨田区江東橋3丁目7-9 ハーモニーレジデンス錦糸町#002 1F
	小岩店	東京都葛飾区細田4丁目42-27の東
	小竹向原駅前店	東京都板橋区向原1丁目14-11の南
	下丸子駅南店	東京都大田区下丸子3-13-10 メゾン多摩川地下1階
	西調布駅前店	東京都調布市上石原2-28-1 1F
	練馬土支田店	東京都練馬区土支田2-42-18
	練馬氷川台店	東京都練馬区氷川台3-19-7
	花畑交番前店	東京都足立区南花畑4-23-16
	南花畑店	東京都足立区南花畑1-8-18の西
	向原店	東京都板橋区向原1-16-10の南
	西保木間店	東京都足立区西保木間3-23-8の西側
	花畑店	東京都足立区花畑8-14-2の南
	神奈川県	川崎池田店
笹下2丁目店		神奈川県横浜市港南区笹下2丁目23-15
六ツ川店		神奈川県横浜市南区六ツ川2-3-5
埼玉県	春日部大枝店	埼玉県春日部市大枝468の北
	川口八幡木店	埼玉県川口市八幡木1-1-13の東
	川口東領家店	埼玉県川口市東領家2-13-13の付近
	川越南台店	埼玉県川越市南台2-9-15の南
	所沢西新井町店	埼玉県所沢市西新井町19-3の南
	東川口店	埼玉県川口市戸塚4-23
	吉川店	埼玉県吉川市保882-1
千葉県	天王台店	千葉県我孫子市天王台1-6-3
栃木県	宇都宮京町店	栃木県宇都宮市京町8-9
	宇都宮二荒町店	栃木県宇都宮市二荒町4-13 2F
愛知県	島田店	愛知県名古屋市天白区池場2丁目202
	豊川本野町店	愛知県豊川市本野町東浦19-1の北西
大阪府	上山手町店	大阪府吹田市上山手町21-10
	佐井寺南が丘店	大阪府吹田市佐井寺南が丘7-10の南
	淀川西三国店	大阪府大阪市淀川区西三国4丁目5-5
	高殿店	大阪府大阪市旭区高殿4-1-6 阪急オアシス様の隣
	東住吉南田辺店	大阪府大阪市東住吉区南田辺3-19-19の東
	守口寺方錦通店	大阪府守口市寺方錦通1-13-6の西側
	旭中宮店	大阪府大阪市旭区中宮2-3-4
兵庫県	明石魚住町店	兵庫県明石市魚住町西岡1145の西
福岡県	姪浜2号店	福岡県福岡市西区姪浜駅南4丁目4番8号

2 新規契約のご利用者様について

弊社登録番号、消費税率、消費税額を明記した新書式の準備を進めております。

9月16日以降のご予約につきましては新書式へ切り替えて対応致します。

9月16日以前のご予約の一部お客様へは弊社より別途インボイスに関するご案内の郵送を予定しております。

また、仕入税額控除が出来る店舗、出来ない店舗ともに弊社登録番号記載の契約書、計算書、請求書及び精算書を使用致します。ご契約書類の中へ店舗毎の仕入税額控除可否記載のご案内を同封致しますので、詳細はそちらをご確認ください。

3 現在ご契約中のご利用者様について

・法人のご利用者様

法人のご利用者様には弊社登録番号、消費税率、消費税額を明記したご案内を8月下旬に郵送しております。

※イナボックスでは賃貸料の仕入控除が出来ない店舗が一部ございます。仕入控除出来ない店舗のご利用者様へは弊社方針について郵送しておりますので、詳細はご案内をご確認ください。

・個人のご利用者様

個人でご契約中のお客様で不足情報の通知が必要な方は、お手数ですが下記『●イナボックスお問い合わせ』よりお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

※仕入控除出来ない店舗のご利用者様へは弊社方針について郵送しておりますので、詳細はご案内をご確認ください。

4 その他お問い合わせについて

当社のインボイス対応に関するお問い合わせにつきましては、以下ページよりお問い合わせ、ご確認をお願い申し上げます。

●イナボックスお問い合わせ

<https://www.inaba-box.jp/contact/form/>

インボイス制度の詳細につきましては、国税庁のWEBサイト等をご確認ください。

●特集インボイス制度(外部サイト)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>